

REPORT 2024

HIDAKA SHINKIN BANK
2024 Disclosure

ひだかしんきんレポート 2024



「二十間道路」 写真提供：新ひだか町役場



まごころ ふれ愛

日高信用金庫

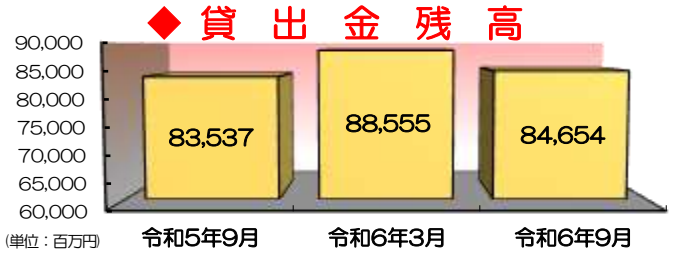
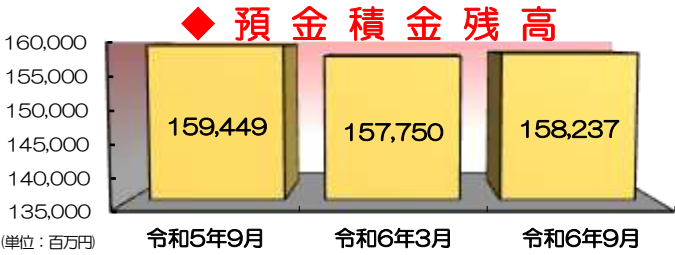
URL <http://www.shinkin.co.jp/hidaka/>



日高信用金庫とお客さまとのつながり

当金庫は、協同組織金融機関の特性と独自性を発揮して、地域社会の持続的な発展に貢献していくことを基本とし、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的な発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に向け積極的に取り組んでおります。

詳しくは、当金庫のホームページをご覧ください。



■お客さまの預金について

預金積金残高 158,237 百万円 (譲渡性預金を含む)

■地域のお客さまにご利用頂いた貸出金について

貸出金残高 84,654 百万円 (預貸率 53.49%)

◆ 貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

	令和5年9月期		令和6年3月期		令和6年9月期	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
製造業	4,525	5.41	5,067	5.72	5,257	6.20
農業、林業	3,695	4.42	4,015	4.53	3,993	4.71
漁業	62	0.07	57	0.06	60	0.07
鉱業、採石業、砂利採取業	376	0.45	390	0.44	391	0.46
建設業	4,892	5.85	5,609	6.33	5,134	6.06
電気、ガス、熱供給、水道業	684	0.81	674	0.76	670	0.79
情報通信業	77	0.09	78	0.08	72	0.08
運輸業、郵便業	644	0.77	576	0.65	532	0.62
卸売業、小売業	4,198	5.02	4,056	4.58	4,020	4.74
金融業、保険業	1,586	1.89	1,102	1.24	1,051	1.24
不動産業	36,461	43.64	37,262	42.07	37,078	43.79
物品賃貸業	2,530	3.02	2,439	2.75	2,382	2.81
学術研究、専門・技術サービス業	515	0.61	542	0.61	494	0.58
宿泊業	277	0.33	271	0.30	248	0.29
飲食業	545	0.65	526	0.59	536	0.63
生活関連サービス業、娯楽業	892	1.06	948	1.07	1,004	1.18
教育、学習支援業	330	0.39	319	0.36	307	0.36
医療、福祉	1,241	1.48	1,259	1.42	1,211	1.43
その他のサービス	1,686	2.01	1,593	1.79	1,719	2.03
小計	65,226	78.08	66,790	75.42	66,169	78.16
地方公共団体	6,618	7.92	9,646	10.89	6,365	7.51
個人	11,692	13.99	12,118	13.68	12,119	14.31
合計	83,537	100.00	88,555	100.00	84,654	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆ 損益の状況

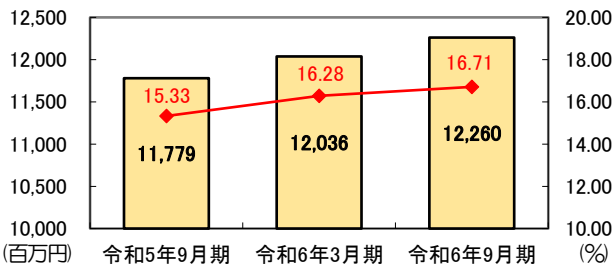
(単位：百万円)

項目	令和5年9月期	令和6年3月期	令和6年9月期
経常収益	1,134	2,294	1,172
経常費用	854	1,767	853
経常利益	279	526	318
業務純益	302	602	345
当期純利益	164	467	221

◆ 自己資本の額および自己資本比率の状況

令和6年9月期仮決算の自己資本の額は122億円となっております。

自己資本比率は16.71%と、金融庁が示す国内で業務を行う金融機関の基準値である4%はもとより、国際基準の8%を大きく上回る水準を維持しております。



自己資本比率算出式

自己資本比率 = $\frac{\text{自己資本の額}}{\text{リスク・アセット等の額の合計額}}$

金融機関の自己資本比率とは、リスクに応じて再計算された資産の合計額に対する自己資本の占める割合のことであり、金融機関の健全性を示す評価基準として重要視しております。この数値が大きいほど経営の健全性が高いと評価されております。

自己資本比率は、自己資本の額をリスク・アセット等の額で除して算出されますが、このリスク・アセットとは、資産（貸出金や有価証券など）に関する貸倒れの危険性の総量のことで、資産の種類ごとに一律のリスク・ウェイトを乗じて算出しております。

令和6年9月期仮決算において収益を計上したことから、自己資本の額(分子)は前期末から増加し、リスク・アセットの額(分母)が減少したため、自己資本比率は上昇しました。

自己資本比率は、金融機関の国内基準である4%の4倍以上を維持しており、経営の健全性は保たれております。

◆ 自己資本の充実度の状況について

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからの普通出資金および利益剰余金等により構成されております。

【自己資本の構成に関する開示事項】

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年3月期	令和6年9月期
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	12,233	12,455
うち、出資金及び資本剰余金の額	364	364
うち、利益剰余金の額	11,883	12,090
うち、外部流出予定額(△)	14	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	219	236
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	219	236
コア資本に係る基礎項目の額(A)	12,453	12,691
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	14	11
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14	11
前払年金費用の額	401	420
コア資本に係る調整項目の額(B)	416	431
自己資本		
自己資本の額[(A) - (B)](C)	12,036	12,260
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	69,949	69,399
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,963	3,963
リスク・アセット等の額の合計額(D)	73,913	73,363
自己資本比率		
自己資本比率[(C) ÷ (D)]	16.28	16.71

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、特別積立金の積上げによる内部留保に努めており、その結果自己資本の充実度は高く、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策についても、毎期策定する事業計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による自己資本の積上げを基本的な方針としております。

【自己資本の充実度に関する事項】

(単位：百万円)

項 目	令和6年3月期		令和6年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	69,949	2,797	69,399	2,775
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	69,949	2,797	69,399	2,775
地方公共団体金融機構向け	280	11	280	11
我が国の政府関係機関向け	421	16	421	16
地方三公社向け	20	0	20	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,160	166	3,926	157
法人等向け	48,530	1,941	47,391	1,895
中小企業等向け及び個人向け	6,993	279	6,900	276
抵当権付住宅ローン	1,515	60	1,461	58
不動産取得等事業向け	5	0	5	0
三月以上延滞等	3	0	69	2
取立未済手形	7	0	4	0
信用保証協会等による保証付	677	27	670	26
出資等	4	0	245	9
出資等のエクスポージャー	4	0	245	9
上記以外	6,521	260	7,190	287
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	751	30	751	30
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	734	29	734	29
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	167	6	165	6
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	348	13	326	13
上記以外のエクスポージャー	4,518	180	5,212	208
②リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	809	32	812	32
ルック・スルー方式	809	32	812	32
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,963	158	3,963	158
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	73,913	2,956	73,363	2,934

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は基礎的手法により、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

〈 オペレーショナル・リスク相当額 〉
(基礎的手法)の算定方法

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

◆ 有価証券の時価情報

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令 和 6 年 3 月 期			令 和 6 年 9 月 期		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1,000	1,002	2	400	400	0
	地 方 債	2,199	2,306	106	1,599	1,693	93
	社 債	88	89	0	54	55	0
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	3,288	3,397	109	2,054	2,148	93
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	592	562	△30	594	559	△34
	そ の 他	1,200	999	△200	1,200	998	△201
	小 計	1,792	1,561	△231	1,794	1,558	△236
合 計		5,081	4,959	△121	3,849	3,706	△142

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令 和 6 年 3 月 期			令 和 6 年 9 月 期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	9,921	9,417	503	9,435	9,016	418
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	5,709	5,416	293	5,457	5,214	242
	社 債	4,212	4,001	210	3,978	3,801	176
	そ の 他	736	708	27	1,320	1,289	30
	小 計	10,658	10,126	531	10,755	10,306	449
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	28,613	31,548	△2,934	28,218	31,871	△3,653
	国 債	8,230	9,020	△790	8,004	9,023	△1,019
	地 方 債	9,861	10,990	△1,129	9,711	11,109	△1,398
	社 債	10,521	11,536	△1,015	10,502	11,738	△1,236
	そ の 他	6,513	7,275	△761	6,053	6,922	△868
	小 計	35,127	38,823	△3,696	34,271	38,794	△4,522
合 計		45,785	48,950	△3,164	45,027	49,100	△4,073

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券、投資信託、その他の証券です。
3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

◆ 信用金庫法開示債権および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高 (A)	保全額 (B)			保全率 (B) / (A)	引当率 (D) / (A-C)
				担保・保証等による回収見込額(C)	貸倒引当金(D)		
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	令和6年3月期	513	513	185	328	100.00	100.00
	令和6年9月期	606	606	252	354	100.00	100.00
危険債権	令和6年3月期	2,480	2,343	1,865	477	94.45	77.62
	令和6年9月期	2,338	2,205	1,750	454	94.30	77.35
要管理債権	令和6年3月期	66	59	49	9	90.20	60.49
	令和6年9月期	86	81	68	12	94.58	73.47
三月以上延滞債権	令和6年3月期	—	—	—	—	—	—
	令和6年9月期	26	28	24	3	107.43	—
貸出条件緩和債権	令和6年3月期	66	59	49	9	90.20	60.49
	令和6年9月期	60	53	44	9	89.03	57.76
小 計 (a)	令和6年3月期	3,061	2,916	2,101	815	95.28	84.98
	令和6年9月期	3,031	2,893	2,072	821	95.45	85.63
正 常 債 権 (b)	令和6年3月期	85,696					
	令和6年9月期	81,893					
合 計 (a) + (b)	令和6年3月期	88,757					
	令和6年9月期	84,925					

- (注) 1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(b)とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(C)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(D)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還および利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息および仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの問合せ・要望・相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めます。お客さまからの苦情等については、お取引のある営業店または以下の部署にご連絡ください。

【日高信用金庫 経営管理部 コンプライアンス課】 住 所：〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2
電話番号：0120-078-390

●受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時

●受付媒体：電話、手紙、面談

当金庫のほかに、全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営管理部コンプライアンス課にご相談ください。

【全国しんきん相談所】

住 所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号：03-3517-5825

●受付時間：信用金庫営業日の午前9時～午後5時

【北海道地区しんきん相談所】

住 所：〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5
電話番号：011-221-3273

●受付媒体：電話、手紙、面談

札幌弁護士会(電話：011-251-7730)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」、「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、東京三弁護士会の仲裁センター等、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会、全国信用金庫協会のホームページをご覧ください。

店舗・ATMコーナーのご案内

■店舗のご案内

店舗名	住 所	電話番号	ATM営業時間		
			平 日	土曜日	日曜・祝日
本店営業部※	〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目1番地2	(0146) 22-4111	8:45～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
堺 町 支 店	〒057-0034 浦河郡浦河町堺町西1丁目83番59号	(0146) 22-5611	8:45～18:00	9:00～17:00	—
静 内 支 店	〒056-0016 日高郡新ひだか町静内本町1丁目1番15号	(0146) 42-1531	8:45～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
三 石 支 店	〒059-3108 日高郡新ひだか町三石本町197番地23	(0146) 33-2311	8:45～18:00	9:00～17:00	—
様 似 支 店	〒058-0014 様似郡様似町大通2丁目35番地2	(0146) 36-2341	8:45～18:00	9:00～17:00	—
えりも支店	〒058-0204 幌泉郡えりも町字本町170番地1	(01466) 2-2311	8:45～18:00	9:00～17:00	—
広 尾 支 店※	〒069-2615 広尾郡広尾町本通8丁目7番地の1	(01558) 2-3161	8:45～18:00	9:00～17:00	—
札 幌 支 店	〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地4 大樹生命札幌共同ビル4階	(011) 200-7070	—	—	—

※本店営業部は現在、店舗建替に伴い上記住所にて仮店舗営業しております。貸金庫は堺町支店に仮設置しお取扱いしております。

※広尾支店は11:30～12:30の間、窓口を閉鎖しております。

■店外ATM設置場所

名 称	住 所	ATM営業時間			
		平 日	土曜日	日曜日	祝 日
浦 河 町 役 場 内	浦河郡浦河町築地1丁目3番1号	9:00～16:00	—	—	—
浦 河 赤 十 字 病 院 内	浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目2番1号	9:00～18:00	—	—	—
浦河町パセオ堺町店内	浦河郡浦河町堺町東6丁目493	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
マックスバリュ静内店内	日高郡新ひだか町静内木場町1丁目1-69	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
日高徳洲会病院内	日高郡新ひだか町静内こうせい町1丁目10番27号	9:00～18:00	9:00～17:00	—	—

視覚に障がいをお持ちの方に配慮した「ハンドセット付ATM」の設置について

当金庫の全てのATMは、視覚に障がいのある方でも操作が可能な「ハンドセット付ATM」となっております。(なお、札幌支店はATMを設置しておりません。)

